

令和 8 年 6 月

大阪府電設工業健康保険組合

### 算定基礎届の提出について（通知）

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年も算定基礎届を提出していただく時期となりました。この届は、原則として7月1日に在職する被保険者の令和8年9月1日から令和9年8月31日まで1年間の健康保険及び厚生年金保険の保険料や保険給付費の計算の基礎となる標準報酬月額を決めるもので、被保険者の利害に直接影響を及ぼす重要な届であります。

つきましては、7月10日(金)までに当組合へ適正な届出をされますようお願いいたします。

また、先にご案内いたしましたとおり、令和8年4月より現物給与の価額の一部改正がありました。この価額の改正は固定的賃金の変動に該当し、随時改定の対象となりますので、ご注意ください。  
さいますようお願いいたします。

- \* 資本金が1億円を超える法人等の特定法人に該当する事業所については算定基礎届・月額変更届・賞与支払届の電子申請が義務化となっていますので、電子申請を行ってください。

なお、電子申請の環境が整備されるまでの間は引き続き電子媒体や紙媒体による届出が可能です。環境が整った際には速やかに電子申請への切替をお願いいたします。

特定法人以外の事業所であっても電子申請が可能となっていますので、積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

- \* 算定基礎届を提出していただく際、今回送信の「**健康保険報酬月額算定基礎届にかかる報酬等支払状況について**」を添付してください。

(当組合への提出分のみ添付が必要であり、日本年金機構への添付は不要です)